

（１）土木工事中間検査

種 別	検 査 項 目		
	現 行	試行(案)	検査時期
1 道路改良工事	路床掘削完了時（路盤構成2層以上 A=300㎡以上）	路床掘削工 (路盤構成2層以上の路床入替工300m3以上)	初回施工箇所
	重要なコンクリート構造物の基礎工及び配筋完了時	◎重要なコンクリート構造物の基礎工及び配筋	初回施工箇所
2 舗装工事	上層路盤完了時（A=300㎡以上）	上層路盤工（A=2000㎡以上）	完了時
3 下水道工事	重要なコンクリート構造物の基礎工及び配筋完了時	◎重要なコンクリート構造物の基礎工及び配筋	初回施工箇所
	管路布設完了時（開削部）	管路布設工（開削部）	初回施工区間
	シールド二次覆工完了前	シールド二次覆工	完了前
4 河川工事	重要なコンクリート構造物の基礎工及び配筋完了時	◎重要なコンクリート構造物の基礎工及び配筋	初回施工箇所
5 橋梁工事	下部工 基礎工及び配筋完了時	下部工 基礎工及び配筋	初回施工箇所
	上部工 仮組及び床版配筋完了時	上部工 床版配筋	初回施工箇所
	ポステン桁の配筋と緊張完了時	ポステン桁の緊張と配筋	初回施工箇所
6 塗装工事	ケレン完了時	ケレン	初回施工箇所
7 公園工事	重要なコンクリート構造物の基礎工及び配筋完了時	◎重要なコンクリート構造物の基礎工及び配筋	初回施工箇所
	樹木については、樹種により協議すること	【監督員の確認とする】	
	建築工作物は建築工事中間検査に準ずる	建築工作物は建築工事中間検査に準ずる	協議
8 製品検査	特殊製品については協議すること	特殊製品については協議すること	協議
9 その他	特殊な工事については協議すること 土木工事に付帯する機械・電気設備工事の 中間検査(製品検査を含む)については、 (3)電設備工事中間検査及び(4)機械設備工 事中間検査に準ずる その他必要と認めたもの ※上記中間検査対象項目に該当しない工 種、内容等であっても、当該工事の主要工 種については適宜中間検査をおこなうもの とする	特殊な工事については協議すること 土木工事に付帯する機械・電気設備工事 の中間検査(製品検査を含む)について は、(3)電設備工事中間検査及び(4)機械 設備工事中間検査に準ずる その他必要と認めたもの ※上記中間検査対象項目に該当しない工 種、内容等であっても、当該工事の主要 工種については適宜中間検査をおこなう ものとする	協議
		◎重要構造物とは、高さが5m以上の鉄筋 コンクリート擁壁、内空断面積が25㎡以 上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋 梁上・下部工、トンネル及び高さが3m以 上の堰・水門・樋門、現場打ち人孔、下 水道処理場等	

（２）建築工事中間検査

種 別	検 査 項 目		
	現行（令和２年５月～試行）	試行	検査時期
1 鉄筋工事	下記の配筋検査 ア、基礎及び地中梁の配筋、型枠建て込み完了時 イ、各階梁、土間及びスラブの配筋完了時 （付属建物及びシングルスラブ配筋は除く） ウ、高さ5mを超える擁壁及び構造物の配筋	下記の配筋検査 ア、基礎及び地中梁の配筋、型枠建て込み完了時 イ、各階梁、土間及びスラブの配筋完了時 （付属建物及びシングルスラブ配筋は除く） ウ、高さ5mを超える擁壁及び構造物の配筋	注1 初回施工箇所
2 型枠工事	削除	削除	—
3 鉄骨工事	大規模な建築物の鉄骨建方完了時 （建築物に付属するものは除く）	大規模な建築物の鉄骨建方完了時 （建築物に付属するものは除く）	注1 初回施工箇所
4 ＰＣ工事	特殊なプレキャスト部材の製作及び取り付け完了時	特殊なプレキャスト部材の製作及び取り付け完了時	注1 初回施工箇所
5 防水工事	大規模な既設改修の下地完了時	— 削 除 —	—
6 木工事	削除	削除	—
7 屋根飾り工事	高所部分の完了時（足場解体前）	高所部分の完了時（足場解体前）	完了時
8 金属工事	軽量鉄骨天井下地（木下地）完了時 ※仕上げ材による隠ぺい前	軽量鉄骨天井下地（木下地）完了時 ※仕上げ材による隠ぺい前	注1 初回施工箇所
9 左官工事	大規模な既設改修の下地完了時 高所部分の外部吹き付け完了時（足場解体前）	— 削 除 — 高所部分の外部吹き付け完了時（足場解体前）	完了時
10 鋼製建具工事	削除	削除	—
11 内外装工事	高所部分の完了時（足場解体前）	高所部分の完了時（足場解体前）	完了時
12 塗装工事	大規模な既設改修の下地（ケレン）完了時	大規模な鋼構造物の既設改修の下地（ケレン）完了時	注1 初回施工箇所
13 解体工事	整地前の基礎等埋設物解体撤去の完了時	整地前の基礎等埋設物解体撤去の完了時	完了時
14 舗装工事	路盤構成2層以上かつ舗装面積300㎡以上の 上層路盤完了時	路盤構成2層以上かつ舗装面積300㎡以上の 上層路盤完了時	注1 初回施工箇所
15 耐震補強	耐震壁等の配筋， 耐震ブレース等の施工完了時	耐震壁等の配筋， 耐震ブレース等の施工完了時	注1 初回施工箇所
16 製品検査	— 削 除 — 注文による昇降機 特殊製品については協議すること	汎用品外の「昇降機」 特殊製品については協議すること	—
17 その他	特殊な工事については協議すること その他必要と認めたもの ※上記中間検査対象項目に該当しない工種、内容等 であっても、当該工事の主要工種については適宜 中間検査をおこなうものとする	特殊な工事については協議すること その他必要と認めたもの ※上記中間検査対象項目に該当しない工種、内容等 であっても、当該工事の主要工種については適宜 中間検査をおこなうものとする	

※簡易な構造で小規模な工事においては中間検査対象外とする。

※水戸市建設工事等検査要領第16条別表において、改訂により中間検査対象外となった検査項目・施工箇所については、
主管課の段階確認により適正に監督すること。

注1 検査時期については初回施工箇所が少量の場合、初回施工箇所と仕様が大きく異なる場合は複数回実施することとする。

（３）電気設備工事中間検査

種 別	検 査 項 目		
	現行（令和２年５月～試行）	試行	検査時期
1 配線配管等	軽量鉄骨天井下地(木下地) 完了時	軽量鉄骨天井下地(木下地) 完了時	^{注1} 初回施工箇所
	※仕上げ材による隠ぺい前 高所部分の機器類取り付け完了時(足場解体前)	※仕上げ材による隠ぺい前 高所部分の機器類取り付け完了時(足場解体前)	完了時
2 製品検査	「受変電設備、発電装置」及び 汎用品外の 「配電盤・分電盤、制御盤、照明器具、弱電機器」	「受変電設備」及び 汎用品外の 「発電装置」	—
	特殊製品については、協議すること	特殊製品については、協議すること	
3 そ の 他	特殊な工事については、協議すること 建築工事に関する検査対象物件は建築工事に準ずる その他必要と認めたもの	特殊な工事については、協議すること 建築工事に関する検査対象物件は建築工事に準ずる その他必要と認めたもの	
	※上記中間検査対象項目に該当しない工種、内容等 であっても、当該工事の主要工種については 適宜中間検査をおこなうものとする	※上記中間検査対象項目に該当しない工種、内容等 であっても、当該工事の主要工種については 適宜中間検査をおこなうものとする	

※簡易な構造で小規模な工事においては中間検査対象外とする。

※水戸市建設工事等検査要領第16条別表において、改訂により中間検査対象外となった検査項目・施工箇所については、
主管課の段階確認により適正に監督すること。

注1 検査時期については初回施工箇所が少量の場合、初回施工箇所と仕様が大きく異なる場合は複数回実施することとする。

（４）機械設備工事中間検査

種 別	検 査 項 目		
	現行（令和２年５月～試行）	試行	検査時期
1 配管・ダクト等	軽量鉄骨天井下地(木下地) 完了時	軽量鉄骨天井下地(木下地) 完了時	^{注1} 初回施工箇所
	※仕上げ材による隠ぺい前 高所部分の機器類取り付け完了時(足場解体前)	※仕上げ材による隠ぺい前 高所部分の機器類取り付け完了時(足場解体前)	完了時
2 製品検査	「ボイラー、冷凍機、冷温水発生機」 及び 汎用品外の 「空調設備、衛生器具、槽・タンク類、ポンプ」	汎用品外の 「ボイラー、冷凍機、冷温水発生機」	—
	特殊製品については、協議すること	特殊製品については、協議すること	
3 そ の 他	特殊な工事については、協議すること 建築工事に関する検査対象物件は建築工事に準ずる その他必要と認めたもの	特殊な工事については、協議すること 建築工事に関する検査対象物件は建築工事に準ずる その他必要と認めたもの	
	※上記中間検査対象項目に該当しない工種、内容等 であっても、当該工事の主要工種については 適宜中間検査をおこなうものとする	※上記中間検査対象項目に該当しない工種、内容等 であっても、当該工事の主要工種については 適宜中間検査をおこなうものとする	

※簡易な構造で小規模な工事においては中間検査対象外とする。

※水戸市建設工事等検査要領第16条別表において、改訂により中間検査対象外となった検査項目・施工箇所については、
主管課の段階確認により適正に監督すること。

注1 検査時期については初回施工箇所が少量の場合、初回施工箇所と仕様が大きく異なる場合は複数回実施することとする。